



2012年5月15日

鳥取県知事 平井伸治

様

「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」に基づく対処をお願いする件

貴職におかれましては、日頃より部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決にご尽力されていることに深く共感を覚える次第です。

さて今般は、インターネットを利用して部落差別を助長する内容の地図を公開するという人権侵害行為が発生しており、これについて県内の宅地建物取引業者が関係していると思われること、ならびにその業者が「宅地建物業法」に抵触する恐れのある行為を行っていることについて、鳥取県が2011年（平成23）6月に策定した「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針（アクションプログラム）」に準拠して、関係する諸機関・団体様に早急な対応をとっていただくことを要望いたします。

ここに報告する事象は、同和地区かどうかの身元調査が容易に行われてしまう懸念が生じる等、極めて悪質な差別行為、部落差別を助長する行為であることを指摘するものです。さらに部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決への行政、県民の努力と成果を損なうものであり、これまでの経緯を嘲笑するかのごとき行為でもあります。

なお、今般のお願いにつきまして、本書面を持参してお願いをするのが本来ではあります、郵送にてお届け致しますことをご容赦ください。

記

1 差別、人権侵害事象への対応を求める理由

(1) わが国における、宅地建物取引業者の社会的責任責務についての施策の経緯

わが国では、1996年（平成8年）、2000年（平成12年）に、国土交通省（建設省建設経済局）の通達「宅地建物取引業者の社会的責任責務に関する意識の向上について」において、同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している等の問題を指摘し、意識向上を図ってきましたが、平成22年の同意識調査では、宅地建物取引業者が、取引の相手方から同和地区に関する質問を受けた際に、その回答を拒否しても、宅地建物取引業法第47条にある告知義務違反にはならないとするなど行政指導を強めることを明言しています。

(2) 鳥取県における施策の経緯

鳥取県においては、1996年（平成8年）に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、1997年（平成9年）に策定した鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示し、「人権先進県づくり」の取り組みを進めています。

こうした経緯の中で、新たな人権問題として、入居時の差別や排除、同和地区を調べる土地差別等が生じている状況から、2010年（平成22年）鳥取県人権施策基本方針（第2次改訂）で、職務上、特に人権に関わりの深い業種」として、宅地建物取引業者を新たに追加し、さらに2011年（平成23年）には「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を定め、人権意識の高揚を図るために人権教育・啓発を推進することになりました。

鳥取県の啓発資料「宅地建物取引における人権尊重と個人情報の保護について」においても、「同和地区に関する調査、問い合わせに関する回答は、差別を助長する行為です」と明言し、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」について言及しています。

これらの背景を踏まえたうえで、ここに報告する事象が、差別を助長する行為であることをご理解いただき、宅地建物取引業関係者が「宅地建物取引業法」に抵触する行為を行っているものと思われることについて、差別や人権侵害をなくすために、早急なる対応をいただきますよう、重ねてお願ひ申しあげます。

次に、本事象についての説明をします。

2 鳥取ループによるインターネット上での人権侵害行為、部落差別行為についての説明

(1) 鳥取ループというハンドル名の説明

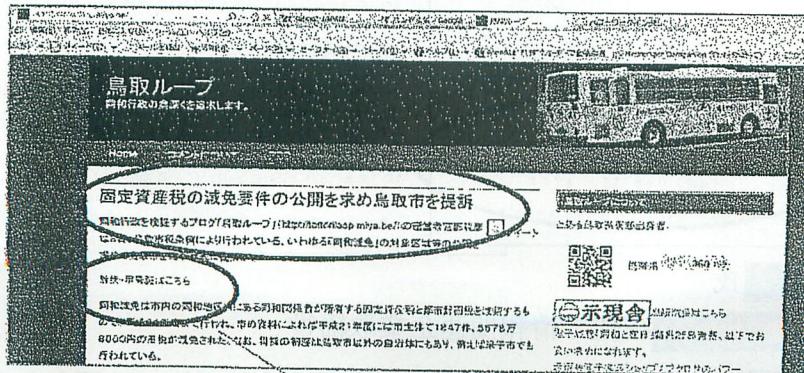
鳥取ループというハンドル名は、インターネットをはじめとしたネットワーク上で活動する者（グループ）が、その活動に際して、名乗っている名称です。

鳥取ループを名乗る関係者（グループ）は、同名のブログ「鳥取ループ」で自らが表明している内容や、またはブログ「鳥取ループ」にリンクされる訴状等に記載される名前等から、下記の2名が関係者であると考えます。

① [REDACTED] 氏

平和開発有限会社 勤務
[REDACTED]
(鳥取市桂見665番地8 代表者 宮部次郎氏)

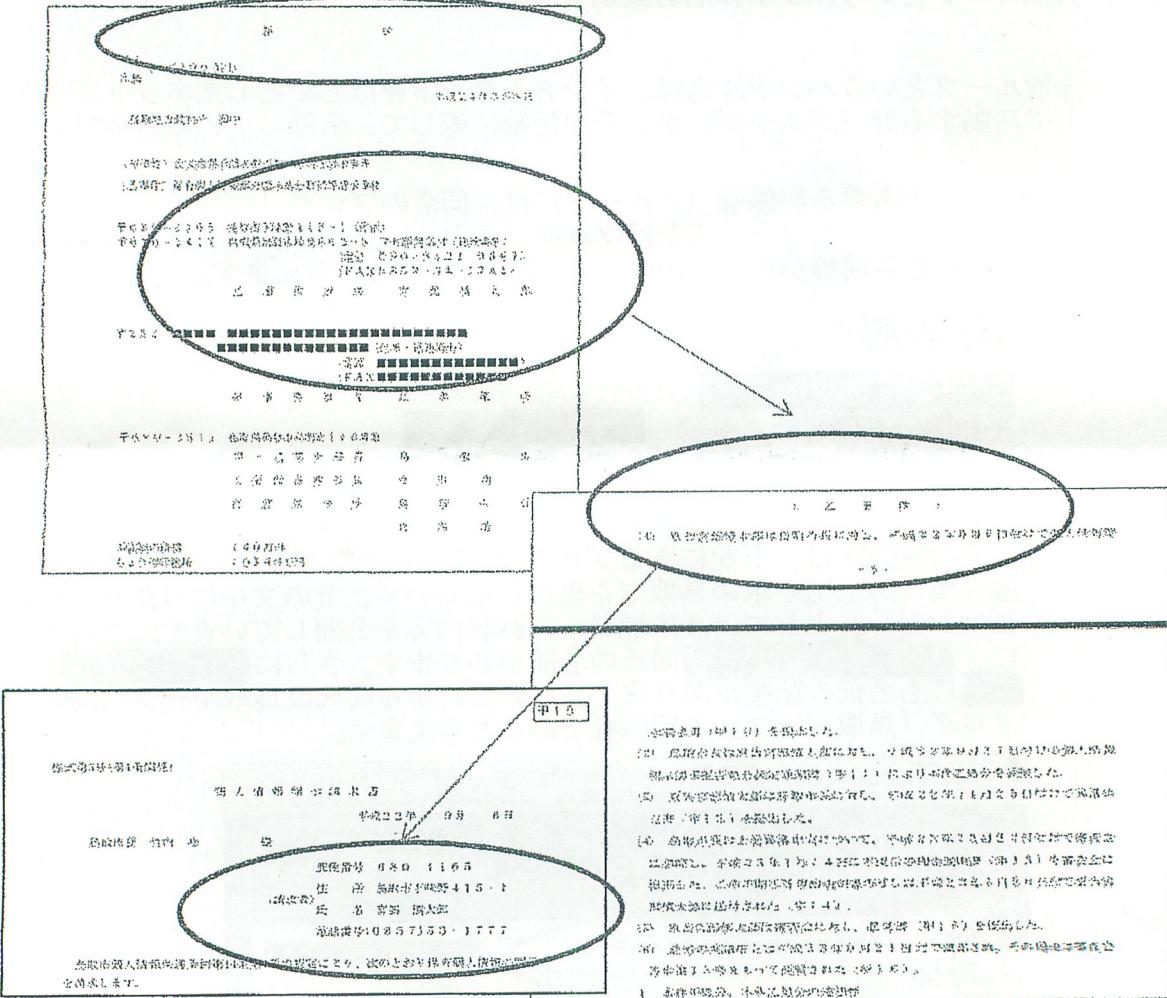
[REDACTED] 氏は、下記にあるブログ「鳥取ループ」の記事「固定資産税の減免要件の公開を求める鳥取市を提訴」において、その文中に「訴状・甲号証はこちら」として、鳥取地裁への訴状内容を公開しています。この中に、[REDACTED] 同氏の名前があります。さらに [REDACTED] にも名前の記載があります。このことから同氏は鳥取ループ、同名のブログ「鳥取ループ」の関係者であると考えます。



Index of /tottoriloop/2012/鳥取地裁-H24-3-8/訴状

Name	Last modified	Size	Description
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 10:27 124K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:19 166K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:19 28K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:20 79K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:20 182K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:20 347K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:21 64K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:21 553K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:21 10.4M		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 10:50 11M		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:17 1.1M		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 14:53 11K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:18 79K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:18 258K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 22:19 11K		
第1回 訴状請求書.pdf	03-Mar-2012 19:57 115K		

下記訴状の [REDACTED] であり、
住所の他に、連絡先を [REDACTED] としています。



② 氏

在住 情報関連企業取締役

氏は、上記の記事「固定資産税の減免要件の公開を求め鳥取市を提訴」で自らが名乗っています。

氏は、前述の訴状にの連絡先として「平和開発有限会社」と記載されています。同社のホームページを検索した情報によれば、同社は、免許番号：鳥取県知事(11)000437 所属協会：(社) 鳥取県宅地建物取引業協会とあり、宅地建物取引業者であることが分かります。

さらに、[REDACTED] 氏は同社の [REDACTED] として記載されており、
宅地建物取引業としての同社の [REDACTED] ものと考えられ、
従って宅地建物取引業として相応の社会的責任を有している立場にあると考え
ます。

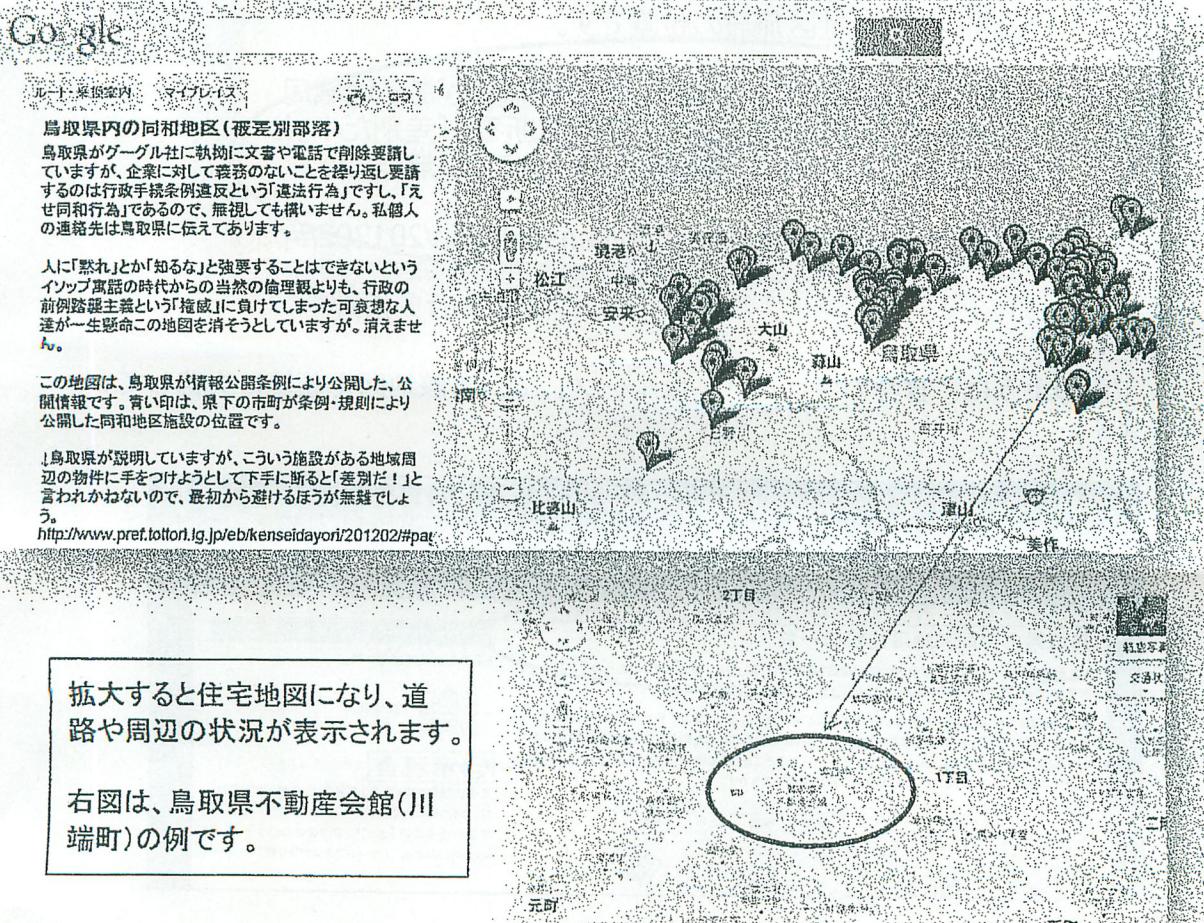
(2) 鳥取ループによる人権侵害、部落差別行為

- ① インターネット上でグーグル社の地図情報サービス マイマップという機能を利用して「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」という地図を作成、公開して部落差別行為を助長しています

当該地図は、鳥取県内の同和地区の所在地を地図上にマークして不特定多数の人間に公開しているもので、2009年9月にグーグル社のマイマップを利用して、鳥取ループが作成・公開したものです。地図は、住宅地図に拡大されて周辺地域の地図、字名、番地等が表示されるため、そこが同和地区であることが明らかにされます。現在、鳥取県、滋賀県、大阪府、大阪市、長野県の地図が作成されています。

一定の改善方向にあるとはいえ、部落差別が現存する社会において、同和地区の所在地を不特定多数の人間に公開し、「最初から避ける方がまだ」など、同和地区を忌避するよう呼び掛ける行為は差別を助長し、被差別当事者たちに部落差別の不安を覚えさせるものです。また、このことは「差別を許さない社会」を築くために、私たち県民が重ねてきた努力と成果を損なうものもあります。

下記に当該地図を示します。



鳥取ループは地図の中で、作成・公開目的をコメントに記しており、都度に変更していますが、それらは明らかに人権侵害・部落差別をあおるものであり、許しがたいものです。

鳥取県内の同和地区(被差別部落)

鳥取県がグーグル社に執拗に文書や電話で削除要請していますが、企業に対して義務のないことを繰り返し要請するのは行政手続条例違反という「違法行為」ですし、「えせ同和行為」であるので、無視しても構いません。私個人の連絡先は鳥取県に伝えてあります。

人に「黙れ」とか「知るな」と強要することはできないというイノップ寓話の時代からの当然の倫理観よりも、行政の前例踏襲主義という「権威」に負けてしまった可哀想な人達が一生懸命この地図を消そうとしています。消えません。

この地図は、鳥取県が情報公開条例により公開した、公開情報です。青い印は、県下の市町が条例・規則により公開した同和地区施設の位置です。

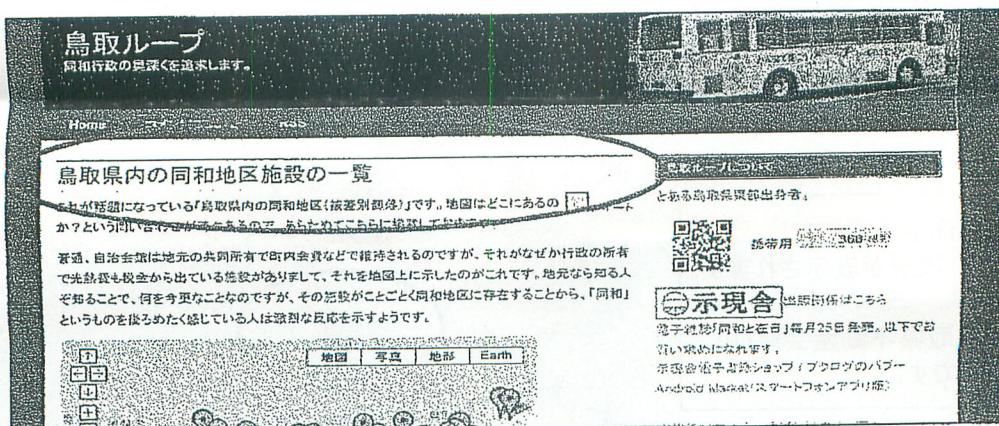
↓鳥取県が説明していますが、こういう施設がある地域周辺の物件に手をつけようとして下手に断ると「差別だ！」と言われかねないので、最初から避けるほうが無難でしょう。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/eb/kenseidayori/201202/#page>

鳥取県行動指針

さらに、

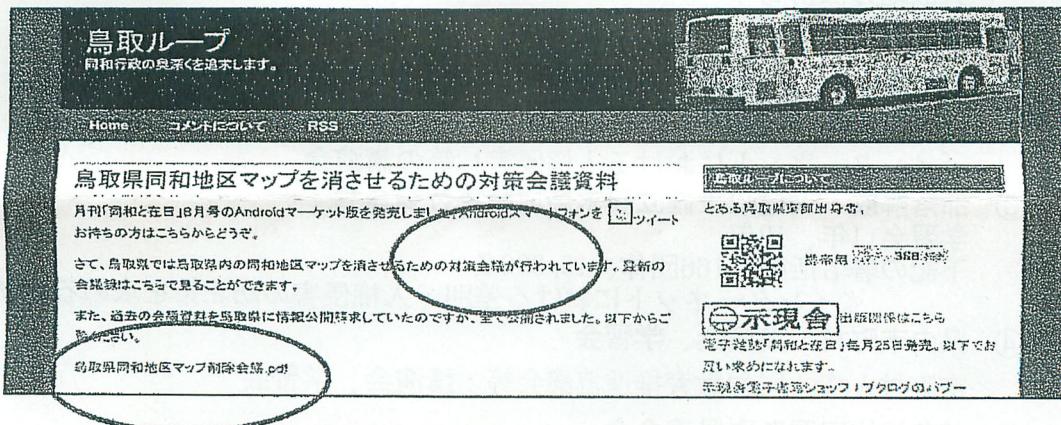
下記のように、自身のブログ「鳥取ループ」で、当該地図を頻繁に吹聴しています。



② 同名のブログ「鳥取ループ」でも人権侵害、部落差別行為を重ねています

上記の地図以外にも、鳥取ループは自身のブログ「鳥取ループ」で意見主張とともに、多くの人権侵害・部落差別行為をしています。特に同和地区の所在地を「悪意」をもって明らかにする行為が多くみられます。

下記は鳥取県の会議録（公開）を入手して、その取り組みを揶揄している記事です。県民の部落差別解消の願いを嘲笑しているかのごとき内容です。



③ 鳥取ループは、部落差別を助長する書籍・電子書籍も出版しています。

月刊「同和と在日」の
2012年4月号でも、
情報公開についてふれています

●鳥取市の謎 同和減免対象区域を公開させられるか？
・同和減免はおそらく違法、しかしそれはまた別の話
・公開すると差別につながるという説明がどこまで通用するか

2012年3月25日・カテゴリー 示現舎

月刊「同和と在日」2012年4月号発売
月刊「同和と在日」2012年4月号を発売しました。

(3) 鳥取ループの部落差別行為への司法、行政機関、団体等の対応

2-(2)で説明した「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」という地図について、これまでに行政機関、司法機関、運動団体等による対応策が進められてきましたが、鳥取ループは依然として公開を続けています。

① 鳥取地方法務局

大津地方法務局：グーグル社に対して当該地図の削除行政指導
大阪地方法務局

② 鳥取県人権局：

市町村との対策会議、人権尊重の社会づくり協議会
グーグル社への削除要請

「インターネットにおける人権侵害」等の講演会

③ 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会：

学習会11年、12年

下記の署名活動 166団体、15,396名

《インターネットにおける差別・人権侵害の防止策を求める要請》

④ 県内市町村：講演会、学習会

市町村人権・同和教育推進協議会等：講演会、学習会

⑤ 部落解放同盟鳥取県連合会：

下記の署名活動 149団体、9,209名

《人権侵害救済法》の制定を求めます》

(4) インターネット上の差別や人権侵害の現状と課題

氏は、宅地建物取引業法に抵触し、公開地区が同和地区か否かを公開せよと訴訟を起こしています。「知る権利」「表現の自由」と差別や人権侵害の関係の問題、行政の公文書が差別や人権侵害に使用される問題などが、当該事象から提起されています。

3 「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針（アクションプログラム）」に即して、諸機関がそれぞれの責務を果たしてほしいこと

氏が鳥取ループの関係者であることは明らかだと思います。さらに、同氏が平成開発有限会社の であることを考えれば、行動指針で言う「取引上の差別事象」について、宅地建物取引業者自身が差別情報を流布ならびに「公開」を求めるという行為をしていることを踏まえ、以下のことを要請します。

(1) 鳥取県様に要請したいこと

- ① 宅地建物取引業界へ当該問題を報告し、併せて業界としての指針作りを促す
- ② 宅地建物取引業界と連携して、当該業者への指導に当たる
- ③ 鳥取県が主催して、宅地建物取引業界、鳥取県、被差別当事者団体を交えた形で「対策委員会」（仮称）を設置する

(2) 鳥取市様に要請したいこと

- ① 鳥取市は鳥取県と連携を取って、取り組みを進める

(3) 社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会様に要請したいこと

- ① 宅地建物取引業界として、当該問題をどう受けとめたか、検討し、再発防止のために「声明」を出す
- ② 差別問題・人権問題解決に向けた業界の指針作りをする
- ③ 県と連携し、当該業者に対して指導をする

(4) 社団法人 全日本不動産協会 鳥取県本部様に要請したいこと

- ① 宅地建物取引業界として、当該問題をどう受けとめたか、検討し、再発防止のために「声明」を出す
- ② 差別問題・人権問題解決に向けた業界の指針作りをする
- ③ 県と連携し、当該業者に対して指導をする

(5) 鳥取県内 宅地建物取引業者の皆様に要請したいこと

- ① 人権意識の高揚に努め、差別及び差別につながる行為をしないよう、研修を行う
- ② 差別事象発生時の団体及び県への報告

(6) 部落解放同盟鳥取県連合会様に要請したいこと

- ① 当該事象に対しての見解を表明すること
- ② 鳥取県と協議すること

それぞれの機関が、当該事象の課題解決に向けての方策を探られるようお願い申し上げます。